

第91号議案

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正を踏まえた南部白水地区地区計画の変更等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第8の1(い)項及び別表第8の2(い)項中「第48条第8項」を「第48条第9項」に改める。

別表第8の3(い)項中「第48条第8項」を「第48条第9項」に、「1から4まで」を「1から10まで」に改める。

別表第8の4(い)項及び別表第8の5(い)項中「第48条第8項」を「第48条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。